平成２４年（フ）第２３７号
静岡県伊豆の国市中條７番地の３
債務者　佐藤　数成
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５８２号
大阪市生野区巽東１丁目３番10号　アーバンライフ巽502号
債務者　中村　行夫
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４３号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目３番８―207号
債務者　竹下　博一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６５号
大阪市東淀川区大道南２丁目４番20号　ドルチェキタガワ301号、前住所大阪市東淀川区大道南２丁目４番３号
債務者　三林　欣孝
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６４６号
大阪府茨木市寺田町４番22号
債務者　鞆谷　昌浩
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９２号
大阪府大東市新田北町１番36号　306
債務者　基　絵梨奈
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５０号
大阪市東住吉区杭全２丁目７番８号アウローラ205号
債務者　安田　典正
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９１６号
大阪府茨木市上野町18番19号、前住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目38番地の16
債務者　福満装飾こと　福滿　治男
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９１７号
大阪府茨木市上野町18番19号、前住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目38番地の16
債務者　福滿あさ子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８７号
大阪府枚方市上野２丁目９番38―303号
債務者　中島　好美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１９号
大阪市平野区喜連西４丁目６番68号　ＡＩビル506号
債務者　谷川原秀人
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４９号
大阪府枚方市野村元町43番15号
債務者　香山　弘志
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５０号
大阪府枚方市野村元町43番15号
債務者　香山　純子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１２２号
大阪市阿倍野区相生通２丁目11番７号　シャーメゾン相生通402号
債務者　北村　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４０号
大阪市東住吉区東田辺３丁目６番17号　フローラ永互202号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３２０号
大阪市西淀川区柏里１丁目８番７号　大谷マンション３Ｃ号室
債務者　寺本　幸実
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３９９号
大阪市西成区太子１丁目３番11号　アパートメントかつうら613号、申立時住所大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　吉田　一樹
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部